

土地改良施設管理基準－頭首工－改定（案）について
の意見・情報の募集について

令和6年7月10日
農林水産省農村振興局

この度、「土地改良施設管理基準－頭首工－改定（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

土地改良施設管理基準－頭首工－（以下「本基準」という。）は、国営土地改良事業によって新築又は改築された国営造成施設の頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたものであり、平成9年に制定され、平成24年に改定されました。

その後、10年以上が経過し、この間の社会情勢の変化、大雨の頻度や降水量の増加、新技術の進展等に的確に対応するとともに、管理実態、突発事故等を踏まえた点検項目の見直しを行うため、管理基準を改定することとしました。

本意見公募は、本基準の改定案を取りまとめるに当たり、国民の皆様からの御意見を反映させていただくため、意見・情報を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省農村振興局整備部水資源課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室施設管理班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

意見等を提出いただく対象は、「土地改良施設管理基準－頭首工－改定（案）」のみです（関連資料は対象外です。）。また、意見等の提出に当たっては、どの部分についての意見等か分かるよう、ページ番号等を明記してください。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年7月10日～令和6年7月23日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 土地改良施設管理基準－頭首工－改定（案）
- ② 土地改良施設管理基準－頭首工－新旧対比表（案）
- ③ 土地改良施設管理基準及び運用・解説－頭首工－（案）